

公設民営塾開設業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

広尾町教育委員会 管理課学校教育係

目次

1. 目的
2. 事業の概要
 - (1) 名称
 - (2) 事業内容
 - (3) 事業履行期間
3. 選定方法
4. 参加資格
5. 選定方針
6. 特定委員会
7. 事務局
8. 必要書類の配布
 - (1) 配布資料
 - (2) 配布期間
 - (3) 配布場所
9. プロポーザル実施時の留意事項
 - (1) 費用負担
 - (2) 提案数
 - (3) 提出方法
 - (4) 提出書類等について
 - (5) 失格条項
 - (6) その他
10. 提案書の作成について
 - (1) 提出期間
 - (2) 提出部数
 - (3) その他
 - (4) 提案書に関する質問
 - (5) 提案書の評価項目、評価事項
 - (6) 現地見学会
11. 見積書の作成について
12. ヒアリングの実施
13. 審査結果の通知
14. 設計業務委託契約
 - (1) 契約の締結
 - (2) 業務名
 - (3) 履行期間
 - (4) 業務内容
 - (5) 契約者
 - (6) 契約書作成の要否
 - (7) 契約保証金
 - (8) その他

1. 目的

北海道広尾高等学校の存続に向けて、公設民営塾開設事業を実施するに当たり、継続的かつ個別最適な学習支援を行うには、専門的知見を有する事業者への委託による事業実施が必要と考えられ、単に価格だけで選定する方法では期待した結果を得られないことから、プロポーザル方式により企画提案を募集し、企画提案内容、業務実績、実施体制等により本事業にふさわしい事業者を優先交渉権者として選定することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 名称

公設民営塾開設事業委託業務

(2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業履行期間

契約日の次の日 から 令和9年3月31日(水)

3. 選定方式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次のとおりとします。

(1) 参加資格

ア 法人格を有すものであること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ プロポーザル参加表明書等の提出時において、広尾町から指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者でないこと。

オ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立て中または破産手続き中の者でないこと。

カ 他自治体において本業務と類似業務の実績があること。

(2) 参加表明

ア 本町が指定する参加表明様式一式

イ 定款

ウ 直近2期分の決算期における財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)

エ 前事業年度の国税(税務署が発行するもの)及び地方税(道税事務所、振興局、市町村が発行するもの)の未納のない納税証明書

オ 登記事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの、写し可)

カ 直近の株主総会の議事録

5. 選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

契約候補者については、公設民営塾開設業務プロポーザル特定委員会が指名者を決定し、指名者からの提出書類等を用いてヒアリングを行い、本業務に適した最優秀者及び優秀者をそれぞれ1者特定します。

6. 特定委員会

提案書等の審査は公設民営塾開設業務プロポーザル特定委員会が実施します。

7. 事務局

広尾町役場 総務課管財契約係

〒089-2692 北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1

電話番号（直通）：01558-2-0175 ファックス番号：01558-2-4933

メールアドレス： s-kanzai@town.hiroo.lg.jp

広尾町ホームページ <http://www.town.hiroo.hokkaido.jp/>

8. 必要書類の配布

(1) 配布資料

ア 公募型プロポーザル実施要領

イ 委託業務仕様書

ウ 設計書（金抜き）

(2) 配布期間

令和8年4月3日（金）から令和8年5月7日（金）まで

事務局での交付時間は午前9時から午後4時まで（土曜、日曜日及び祝日は除く。）

(3) 配布場所

7 事務局と同じ 及び ホームページに掲載

9. プロポーザル実施時の留意事項

(1) 費用負担

提案書作成にかかる費用の一切は、本プロポーザル参加者の負担とし、参加報酬（報償費）等はお支払いしません。

(2) 提案数

提案書の提出は、1者につき1件のみとします。

(3) 提出方法

提案書については事務局への持参又は郵送による提出のみといたします（その他の様式で押印の無いものは電子メール送信を可能とします）。

質問のみ電子メールによるお問い合わせをお受けいたしますので、ご注意ください。

(4) 提出書類等について

提出された書類等については、一切返却いたしませんのでご了承ください。

(5) 失格条項

応募者及び提案者が次のいずれかに該当の場合は、失格になります。

ア 特定委員に直接、間接を問わずに接触を求めた場合

イ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

ウ 複数の提案をした場合

エ ヒアリング時に新たな説明資料を追加した場合

オ その他、本プロポーザル説明書に定める手続、方法等を遵守しない場合

(6) その他

本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

10. 提案書の作成について

提案書の提出要請を受けた提案者は、「公設民営塾開設業務に係る公募型プロポーザル提案書作成要領」に基づき作成してください。

(1) 提出期間 令和8年5月7日(木)まで

午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

(2) 提出部数 提案提出書 1部

提案書等各 10部

(3) その他 提出要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。

(4) 提案書に関する質問

提案書の作成に関する質問は、文書(別紙様式4-2)により行うものとし、電子メールで送信してください。タイトルは「提案質問書」としてください。

ア 質問の受付期間

令和8年4月3日(金)から令和8年4月13日(月)まで

イ 回答

提出要請者全員に、一覧にまとめた回答書を令和8年4月20日(月)までに電子メールにより送信します。

(5) 提案書の評価項目、評価事項

評価項目	評価事項
業務の実施方法・手法及び提案	(1) 業務(テーマ)の理解度・業務実施方針
	(2) 提案の的確性・独創性・関連情報の把握
	(3) 計画遂行の妥当性

(6) 現地見学会

提案書の作成にあたり、希望者への現地視察は都度対応とさせていただきます。

11. 見積書の作成について

提案書とともに見積書を提出してください。

また、見積書には内訳書を添付し、税込24,741,000円以内の提案としてください。

12. ヒアリングの実施

ア ヒアリングの日時、場所、留意事項等は別途通知します。(令和6年5月中旬頃を予定)

イ ヒアリングは、原則として、本業務に参加する総括責任者を含む2名までの出席により実施します。但し、PC活用時の専属操作員は、これに含めません。

ウ ヒアリングでは、「提案書」に記載の内容を説明するためのプレゼンテーションとし、特定委員からの質疑を受けていただきます。

エ ヒアリングに際しては、会場にプロジェクター、スクリーン等を用意します。

ただし、プレゼンテーションに使用する説明資料は「提案書等」とし、新たに説明資料を追加することはできません。

13. 審査結果の通知

(1) 審査の結果、最優秀及び優秀となった提案書の提案者を特定し、その旨を特定通知書により通知します。

(2) 審査の結果、最優秀及び優秀に特定しなかった提案書の提案者に対しては、特定しなかった旨を非特定通知書により通知します。

1.4. 委託契約

(1) 契約の締結

広尾町は、最優秀となった者を公設民営塾開設業務の契約交渉相手として、契約交渉を行います。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不能となった場合には、優秀者を契約交渉相手方とします。

(2) 業務名 公設民営塾開設業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

(4) 業務内容

公設民営塾開設業務は、広尾町が定める契約書の業務を予定しています。

ア 計画策定支援

イ 計画書作成（電子データ、CD-R等）

(5) 契約者

広尾町

(6) 契約書作成の要否

要する

(7) 契約保証金

免除

(8) その他

ア 具体的な設計業務の実施にあたっては、提案書に記載された内容を反映しつつも、広尾町との協議に基づいて実施します。

イ 契約事項の詳細については、広尾町財務規則に準じます。